

平成 17 年 8 月 10 日

企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 7 号

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）」

企業会計基準適用指針公開草案第 10 号

**「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
の適用指針（案）」の公表**

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、会社法（平成 17 年法律第 86 号）が公布されたこと等に伴い、当委員会が平成 14 年 2 月 21 日に公表した企業会計基準第 1 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（以下「会計基準第 1 号」という。）及び同日に公表された企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」（以下「適用指針第 2 号」という。）並びに平成 14 年 9 月 25 日に公表した企業会計基準適用指針第 5 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針（その 2）」（以下「適用指針第 5 号」という。）について、所要の改正を行うために審議を重ねております。

今般、平成 17 年 8 月 5 日の第 86 回企業会計基準委員会で、標記の企業会計基準及び適用指針の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 17 年 10 月 11 日（火）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、名前が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール： jikokabu@asb.or.jp

FAX： 03-5561-9624

お問い合わせ先： 03-5561-8449

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案と他の会計基準等との主な関係及び適用時期について示したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 他の会計基準等との主な関係

- 本公開草案では、自己株式の取得及び処分に関する手続の整備、株式の消却手続の整理、並びに剰余金の分配における株主に対する会社財産の払戻し行為に関する統一的な財源規制の創設を含む会社法が平成 17 年 7 月 26 日に公布されたことに伴い、会計基準第 1 号及び適用指針第 2 号に所要の改正を加えている。

なお、企業会計基準適用指針公開草案第 10 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本適用指針案」という。）は、適用指針第 5 号について所要の改正を加え、適用指針第 2 号への統合も行っている。

- 会社法において、すべての株式会社は、貸借対照表及び損益計算書に加え、株主の持分の変動を示す計算書を作成し、これらの計算書類を株主に送付しなければならないこととされた（会社法 435 条 2 項及び会社法制の現代化に関する要綱）ことを契機に、当委員会では当該計算書についての審議を行っている。本公開草案では、当該計算書の導入により、個別財務諸表における現行の利益処分計算書（又は損失処理計算書）や連結財務諸表における連結剰余金計算書が廃止され、また、個別財務諸表において、当期末処分利益（又は当期末処理損失）の計算が損益計算書の末尾で表示されなくなることを前提としている。
- 本公開草案では、会計基準第 1 号に含まれている資本の部の区分に関する定めを削除している。これは、平成 17 年 8 月 10 日公表の企業会計基準公開草案第 6 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」（以下「公開草案第 6 号」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 9 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」（以下「適用指針公開草案第 9 号」という。）において、純資産の部の表示についての包括的な見直しが行われていることによる。また、本公開草案では公開草案第 6 号及び適用指針公開草案第 9 号で示された用語を使用している。
- 本適用指針案では、適用指針第 2 号及び適用指針第 5 号に含まれていた以下の処理についての定めを削除した。

(1) 企業再編時における自己株式の処分及び抱合せ株式の消滅

(2) 新株予約権の権利行使時における自己株式の処分

(1)については平成 17 年 7 月 29 日公表の企業会計基準適用指針公開草案第 8 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」、(2)については平成 16 年 12 月 28 日公表の企業会計基準公開草案第 3 号「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」及び今後公表予定の同適用指針（案）において示されることとなる。

- 本適用指針案では、会社法において自己株式の取得の対価及び配当財産が金銭以外の場合もあることが明らかにされたことから、新たにこれらの会計処理を取り扱うこととした。なお、配当財産が金銭以外の場合の会計処理については、分配側の会計処理のみを本適用指針案で示し、受取側の会計処理については平成 17 年 7 月 29 日公表の企業会計基準公開草案第 5 号「事業分離等に関する会計基準（案）」で示している。

■ 適用時期

- 本会計基準及び本適用指針は、会社法施行期日以後適用する。